

## 登記事務における本人確認等についてのQ &amp; A (税理士用)

日本司法書士会連合会

このQ & Aは、税理士の顧客から当該税理士を通じて、司法書士が登記業務を受託する際に、司法書士が行う依頼者等の本人確認並びに依頼の内容及び意思の確認について説明したものです。

Q 1 A会社を設立する場合に、行政書士の登録をしているX税理士が、A会社の発起人の依頼に基づき定款、議事録等を作成し、当該発起人がX税理士を通じて、A会社の定款認証及び設立登記をY司法書士に依頼した場合に、Y司法書士は本人確認等をどのように行うのでしょうか。

A 司法書士は、司法書士法2条の職責に基づき、業務を受託する際に、依頼者等（依頼者及びその代理人等、犯罪収益移転防止法の顧客及びその代表者等に同じ）の本人であること並びに依頼の内容及び意思の確認を行うこととされています。

これに加えて、会社設立登記の受託し、代理申請することは、犯罪収益移転防止法の特定取引に該当し、特定事業者であるY司法書士は、同法の規定する本人確認等を行わなければならないことになっています。

犯罪収益移転防止法による本人確認の対象となる者は、顧客であるA会社及び代表者等として手続の依頼を行うX税理士です。もし、X税理士自身ではなくX税理士事務所の担当事務員Bが、Y司法書士事務所に書類等を持参し、依頼の内容及び説明をするのであれば、その場合は、事務員Bがその対象となります。

司法書士が、職責において行うべき本人確認の対象者は、犯罪収益移転防止法の対象者に加え、A会社の代表者C又は担当社員D（その担当事務について代理権を有する商業使用人等）が含まれます。

この場合に、Dだけの本人確認を行い、Dの代理権の存在を疑うに足る事情があるときは、代表者Cの本人確認も必要となります。

その理由は、犯罪収益移転防止法の本人確認では、特定取引に関与した代表者等の特定（実在性及び同一性の確認）に重きがおかれていますが、司法書士の職責に基づく本人確認では、登記申請行為が当該当事者（A会社）の登記所に対する意思表示であることから、紹介元の税理士ではなく、実際に登記申請の意思表示を行う者につき、その適格性についての確認が必要となるからです。

なお、定款認証については、会社の設立に関する手続として特定取引に該当するため、発起人全員の本人確認が必要となりますが、面談できない発起人の方は、実印の押印された認証用の委任状と印鑑証明書をもって本人確認書類とさせていただき、別途転送不要郵便にて、当該発起人の住所に宛てて取引文書(受託通知書等)を送付させていただくこととなります。

本人確認の方法については、面談を原則とし、有効な顔写真付の公的証明書(運転免許証等)の本人確認書類によって、住所・氏名・生年月日の確認を行います。この際、あわせて依頼の内容及び意思についても確認を行います。

依頼者と面談ができない合理的理由がある場合は、当該依頼者の本人確認書類を入手し、電話等の手段により当該依頼者の固有情報を聴取するなどにより本人であることを確認し、依頼の内容及び意思についても確認します。

なお、特定取引に該当する場合で、依頼者が個人であるときに面談ができない場合、あるいは依頼者が法人であって、その代表者と面談できない場合は、前記のとおり、当該依頼者本人へ書留郵便等により別途転送不要郵便で受託通知等の取引文書を送付することとなります。

Q2 行政書士の登録をしているX税理士が、被相続人Aの遺産分割について、相続人B・C・Dの三名の合意に基づき遺産分割協議書を作成し、相続人Bが、相続する土地の所有権移転登記の手続を、X税理士の紹介によりY司法書士に依頼した場合の本人確認の対象は誰になるのですか。

A 相続による所有権移転登記は、特定取引に該当しませんので犯罪収益移転防止法の適用はありませんが、司法書士の職責に基づく本人確認は必要です。

この場合の本人確認の対象者は、登記申請人となる相続人Bだけです。X税理士については、本件の場合には本人確認が不可欠とは言えません。ただし、X税理士は、依頼の内容及び重要な説明役ですから、初対面の場合などは、司法書士の職責上、税理士資格の確認等、任意の本人確認を求めることもあるのでご理解ください。

相続人C・Dについても、登記手続の依頼者とはならないので、本人確認の対象ではありませんが、遺産分割協議書の内容から他の相続人(C・D)に確認すべき事情(反対給付等の条件履行の有無)がある場合には、本人確認の対象とさせていただく場合があります。

その場合は事前にX税理士の了解を得て行わせていただきます。

Q 3 不動産売買の売主Aの依頼で、X税理士が、売買の決済場面に立ち会った場合に、X税理士は、取引決済の立会司法書士であるYから、本人確認を求められますか。

A X税理士は、売買当事者(A)の要請により付添人あるいは助言者として立ち会うにすぎず、Y司法書士にとって依頼者等(顧客等)には当たらないので、本人確認の対象とはなりません。

Q 4 X税理士の顧客Aが、将来の相続税対策として、A所有の不動産をAの長男Bに生前贈与することになり、AがB作成のY司法書士宛の贈与による所有権移転登記のための委任状を携え、X税理士を同行してY司法書士の事務所に登記手続を依頼するために訪れたときに、Y司法書士が本人確認をする対象は誰でしょうか。

A 贈与を登記原因とする所有権移転登記手続の代理は、特定取引には該当しませんので犯罪収益移転防止法の適用はありませんが、Y司法書士は、職責に基づく本人確認を行う必要があります。

この場合、Y司法書士にとって依頼者となる者の本人確認をすることになりますが、設問のような登記手続における依頼者は、登記申請人となるべき者です。

贈与を登記原因とする所有権移転登記手続を行う場合には、Bが登記権利者、Aが登記義務者となって共同して申請しなければならないので、A及びBの本人確認を行います。

Aについては、Y司法書士の事務所を訪れているので、面談による本人確認並びに依頼の内容及び意思の確認が可能ですが、Bについては、X税理士が持参した委任状をY司法書士が受取るだけでは、Bの本人確認並びに依頼の内容及び意思の確認を行ったことにはなりません。

Bの本人確認並びに依頼の内容及び意思の確認については、別の機会での面談又は電話等によってY司法書士がBから直接に事情聴取して確認することになります。

なお、X税理士については、Aの同行者及び紹介者でしかないので、本人確認の対象とはなりません。